

日進市教員の長時間労働解消プラン

平成30年3月13日
日進市教育委員会

教員の長時間労働解消プランの策定にあたって

昨年5月から市教育委員会で検討を重ねて来ました「教員の長時間労働解消プラン」がまとまりました。プラン策定にあたっては、教員からの生の声が反映されるよう努力しましたが、まだまだ道半ばの思いです。しかし現時点ででき得る限りの具体策は盛り込めたと考えています。

平成29年3月に県教育委員会から「教員多忙化解消プラン」が公表された時点では、県の進め方、問題提起には戸惑う方もあったかと思いますが、結果、各教委の取り組みを促す起爆剤になったと前向きに捉えています。

今回の検討の中で感じたことは、学校という現場に非常に多くの課題が持ち込まれているという実態でした。市役所であればそれぞれの担当課で処理する仕事が、学校では教員が全てに何らかの形で関わらざるを得ないという状況と想われます。

文部科学省は、学校現場への専門職（スクール ソーシャル ワーカー・スクール カウンセラー・部活動指導員・地域コーディネーター等々）配置を強化しようとしています。まだまだ緒についたばかりに感じます。

このプランでは、勤務管理、部活動に重点を置きましたが、今後の推進の中では適宜プランの見直しも行いながら、例えば学校支援地域本部設置による学校運営マネジメント改革も視野に入れ、教員のみ業務、課題が押し付けられることのないよう見直していくことが急がれていると考えます。

特に、超過在校時間の短縮という具体的な目標と取り組みを掲げましたが、これによって、先生方の不断の努力により積み上げられたこれまでの質の高い「日進の教育」を低下させるものであってはなりません。是非、働き方改革の一環としてのこのプランの趣旨をご理解いただき、できることから共に取り組みを進めていきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

日進市教育委員会
教育長 吉橋 一典

目 次

1 背 景	1
2 期 間	2
3 目 標	2
4 現状把握	2-3
5 4つの取組の柱	
(1) 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化	4-5
(2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進	5
(3) 部活動指導のあり方と教員の負担の軽減	6
(4) 業務改善と環境整備に向けた取組	7
6 愛知県への要望	8

※資料

- 資料1 学校ヒヤリングまとめ
- 資料2 教員アンケート
- 資料3 教員アンケート集計
- 資料4 教員アンケート結果抜粋
- 資料5 教員アンケート分析
- 資料6 教員アンケート記述意見まとめ
- 資料7 中学校の部活動のあり方について

1 背景

現在、国を挙げて働き方改革が進められており、労働基準法においても、罰則規定を伴った時間外労働の上限規制設定を検討するなどの改革が行われようとしている。

本市の学校教員の勤務状況を見ても、小学校では約13%、中学校では約36%の教員が勤務時間外の在校時間が月80時間を超えているなど、看過できない状況にある。

教員が疲弊することは、学校全体の活力や教育力の低下にもつながることからも、「長時間労働やむなし」とするこれまでの考え方を見直し、ひとりの人間として、ひとりの労働者として、ひとりの家庭人としてライフ・ワーク・バランスを十分に意識した「新しい働き方・新しい職場」を構築しなければならない。

しかし一方で、現状の教育現場においては、日常的な生徒指導、不登校への対応、子どもの貧困、SNS利用の指導も含むいじめ対策、保護者からの多様な要望、地域や家庭の教育力の低下などの課題・問題を常に抱えており、長時間労働の削減に向けた業務の取捨選択も限界であると言える。

また、新学習指導要領により、小中学校での道徳の教科化(小学校 平成30年度、中学校 平成31年度より全面实施)、小学校の英語の教科化(平成30年度から一部実施・平成32年度完全実施)により、教員の負担はますます増えることから、現実的な働き方改革・職場改革は、大変困難な状況であり、根本的な労働時間の短縮を実現するためには、国をあげた制度改革と財政的な裏づけが前提であると言える。

平成29年6月には、文部科学大臣は中央教育審議会に対し「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、中央教育審議会は、同年12月中間まとめを発表した。この中で、長時間勤務の是正、持続可能な教師の勤務環境の整備、学校における働き方改革の基本的な考え方、学校・教師が担う業務の明確化・適正化、意識改革と法制面の検討、働き方改革のための環境整備などが具体的な方策とともに示されていることから、本市においても、そうした国の動きを注視し、また参考にしつつ、教員の長時間労働の解消に向けた取り組みをしていく必要がある。

本プランは、愛知県教育委員会の「教員の多忙化解消プラン」を参考に、市として、教員の長時間労働の是正に向けた具体的な取組を進めていくために策定をした。この策定作業においては、学校訪問による管理職へのヒヤリングや全教員を対象にしたアンケート調査を実施し、教員の勤務の実態や長時間労働に対する意識を把握するとともに、長時間労働の要因を分析し、その削減に向けた具体的な方策をプランに掲載した。

今後は、プランに掲げる項目についての進捗管理と効果の測定を行うとともに、削減目標に向けて、現実的な働き方改革を進めていくこととする。

2 期 間

プランの期間は、平成30年度～32年度とする。

3 目 標

本プランでは、愛知県のプランに基づき、平成29年度の勤務時間外の在校時間が80時間を超過している教職員の割合を基準にし、平成30年度から32年度に達成すべき目標割合を設定する。

- (1) これまでの勤務時間外の在校時間が、80時間を超過している割合
本 市（平成28年度実績）《小学校全体：12.8%、中学校全体：36.1%》
県全体（平成27年度） 《小学校：約11%、中学校：約39%》

※学校別（平成28年度実績）

西小 0.7%、東小 16.7%、北小 16.2%、南小 24.1%、相小 10.4%、
香小 9.0% 梨小 9.4%、赤小 11.5%、竹小 16.7%
日中 47.8%、西中 30.9%、東中 31.1%、北中 49.5%

- (2) 年次目標

【平成30年度目標】平成29年度の数値のおよそ50%の削減

【平成31年度目標】原則的に0%を目標とするが、平成30年度の達成度を元に目標を再設定する。

【平成32年度目標】原則的に0%を目標とするが、平成31年度の達成度を元に目標を再設定する。

4 現状の把握

- (1) 調 査

① 学校ヒヤリングの実施

- ・実施期間 平成29年5月～7月
- ・対 象 小中学校全校（分校は除く）管理職
- ・結 果 学校ヒヤリングまとめ（別紙資料1）

② 教員アンケートの実施 平成29年9月（別紙資料2）

- ・実施期間 平成29年9月～10月
- ・対 象 全教員443名中 回答407名 回答率91.9%
- ・結 果（別紙資料3～5）

(2) 現状と分析（学校ヒヤリング・教員アンケートから抜粋）

全 般

- ・約55%（中学校62%）が、60時間以上時間外に在校している。
- ・約32%（中学校47%）が、80時間以上時間外に在校している。
- ・約13%（中学校27%）が、100時間以上時間外に在校している。
- ・約89%が、多忙感、その内54%がこれを苦痛と感じている。
- ・約26%が、ここ3年間で時間外が増えていると回答
- ・約74%が、多忙感は増加していると回答。
- ・約60%が、土日に出勤をしており、その内、26%は、土日両方出勤をしている。
- ・約43%（中学校55%）が、ワークライフバランスが取れていないと回答。そのうち17%が家族から改善を求められている。
- ・小学校では授業準備、学級事務、採点評価が、中学校では部活動、授業準備、学校行事が超過在校時間の主な要因となっている。
- ・業務が一部の職員に偏る傾向がある。
- ・精神的な負担となっている業務として、保護者対応が多くあげられている。
- ・PTA活動・家庭教育推進事業・地域とのつきあいが、特に4役の業務において、負担となっている。
- ・登下校の指導がたいへん負担である。
- ・本来教員が担うべきではない業務が多い。
- ・国県からの調査・照会が業務を圧迫している。

部活動関係

- ・部活動については、時間的な削減を求める意見が多かった。
- ・約60%が部活動の指導にあたっている。
- ・部活動の指導をする中学教員の57%が、80時間を超えて在校している。
- ・部活動を指導する教員の内、約64%が部活動時間を削減すべきと回答している。
- ・学校教育の範疇を超えているという意見も多い。
- ・朝練習の禁止を求める意見は多い。

5 【4つの取組の柱の内容】

(1) 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

①学校における在校時間管理の徹底

30年度～

- ・タイムカードを導入しタイムカード運用要領に基づき在校時間管理を厳正に行う。
- ・教員等の勤務記録については、タイムカード機からのデータ出力で管理し、教員個々の入力廃止する。またデータは、毎月、日進市教育委員会事務局学校教育課（以下「市教委」という。）へのデータ送信のみとする。市教委は、必要に応じてデータを分析し、分析結果を校長会、教育委員会へ報告する。
- ・学校管理職は、平素からタイムカードにより、教員の在校時間の状況を把握し、必要に応じて長時間労働の是正、休日勤務等の削減について指導する。
- ・職員会議・校長会・教育委員会等において情報共有、在校時間の「見える化」を図る。
 - I) 勤務時間内に校務が効率的に遂行されるための意識啓発及び実効ある取組を実施。
 - II) 勤務時間終了後、速やかな退勤を促すなど、退勤しやすい職場の雰囲気づくりをする。
 - III) 年次休暇等の取得促進を図る。
 - IV) 定時退勤の日など各学校の実情に合わせた取組を進める。

※文部科学省「学校における働き方改革に関する緊急対策」抜粋 平成29年12月

3 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

(1) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

勤務時間の管理については、厚生労働省において「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）が示され、「**使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること**」とされており、労働法制上、**校長**や**服務監督権者**である**教育委員会**等に求められている**責務**であることを踏まえ、**教師の勤務時間管理を徹底**する。

服務監督権者である教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築する

②学校の開錠・施錠時間等の設定

- ・30年度～ 学校の標準開錠時間を7時、標準施錠時間21時とする。
またタイムカード機の機能を使用し、20時・21時・22時に帰宅促進音楽を流す。
- ・31年度～ 学校の標準開錠時間を7時、標準施錠時間20時とする。
- ・30年度～ 19時以降は留守番電話対応とするよう検討。実施年度未定

※文部科学省「学校における働き方改革に関する緊急対策」 抜粋 平成29年12月

- ・保護者や外部からの問合せ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずることを促す。

③夏季休業中の学校閉校日の設定

- ・30年度～ お盆期間における完全学校閉校日を10日間程度設定する。

※文部科学省「学校における働き方改革に関する緊急対策」抜粋 平成29年12月

- ・長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉校日の設定を行うことを促す。

④教職員のメンタルヘルス対策の推進

- ・30年度～ 全教職員を対象にストレスチェックを実施する。
- ・30年度～ 学校長は、月初めに前月80時間超過教員に対し聞き取り・指導を行う。また、2ヶ月以上連続して80時間を超える場合は、聞き取り・指導を行い、本人記載の理由書を市教委に提出する。※様式等は別途

⑤長時間労働解消のための啓発品の小中学校への配布

- ・30年度～ 啓発ポスターの作成配布
※職員室等に掲載 例 ライフ・ワーク・バランス
- ・30年度～ 啓発グッズの配布

⑥保護者・市民に対する周知・啓発キャンペーンの実施

- ・30年度～ 広報にコラムを掲載、市民へのプラン・部活動のあり方について理解を求める。
- ・30年度～ 教育委員会から保護者に対して文書等で情報発信を行う。

(2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

①学校の組織運営体制のあり方と業務分担の適正化

30年度～

- ・学校の計画については、内容や実情に応じて、業務の適正化や計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から統合して作成するなど改善に努める。
- ・学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進する。
- ・学校で開催する各種会議を精選する。
- ・学校で設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱うものについては、委員会等の合同設置や構成員の統一など業務の適正化に向けた運用を図る。
- ・業務の役割分担について、一部の教員に偏ることなく、部活動の指導も含めて、全教員に役割分担が均等に行われるよう適正化に努める。
- ・校長は長時間勤務の削減に向けて、学校ごとに課題を把握し、テーマを定め具体的な取組を進める。
- ・全教職員が業務改善に関わることにより、「学校全体で組織的に取り組んでいく」という意識の醸成を図る（チーム学校としての取り組み）。

②事務職員の学校運営への参画、学校事務の共同実施の推進

- ・30年度～ 学校事務の効率化を目指し、小中事務共同学校事務室の設置に向けて、学校管理規則の改正を行う。

※小中事務共同学校事務室とは、平成10年の中央教育審議会の答申を受け、複数校の学校事務を共同で実施することで、学校事務を効率的に執行することを目的とした組織

(3) 部活動指導のあり方と教員の負担の軽減

部活動の意義は、日々の活動を通じ健康や体力、技能を高め、協調性や社会性を身につけ、人間的な成長を促すものであることから、行き過ぎた指導や勝利至上主義・成果主義に陥ることなく、学校教育としての範疇を常に意識・共有し実施することを原則とする。

その実施においては、教員の長時間労働を助長するものとならないために、勤務時間外の指導、休日の指導を極力削減するとともに、大会等への参加を精選することで、教員の一人家庭人としてのライフ・ワーク・バランスを適正な状態にする。なお、勤務時間外の部活動指導は、時間外勤務命令に該当するものでないものの、学校長は、その責務として、部活動に費やされる時間、指導する教員の勤務状況について、正確に把握し、必要に応じて是正措置をとるものとする。

※文部科学省「学校における働き方改革に関する緊急対策」平成29年12月 抜粋

- ・学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させるよう促す。部活動指導員については、スポーツ庁が作成予定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を遵守、
- ・大会・コンクール等の主催者に対して、部活動指導員による引率や、複数の学校による合同チームや地域スポーツクラブ等の大会参加が可能となるよう、関係規定の改正等を行うよう要請する。
- ・一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等の取組も検討するよう促す。

①休養日及び活動時間についての方針等の策定

- ・30年度 愛知地区（豊明市・日進市・長久手市・東郷町）統一の「**中学校の部活動のあり方について**」（資料No. 6）を実施する。
- ・30年度～文部科学省・厚生労働省等による法改正、制度改革、ガイドラインの提示等がある場合は、これに準じて部活動のあり方を見直す。
- ・30年度 朝練習のあり方を検討する。

※ 中学校の部活動のあり方について（概要）

●通常期間の活動について

- ・平日の一日は、休養日とする。
- ・土日の内、1日は休養日とする。大会出場により休養日を設定できない場合は、代替日を設定する。
- ・家庭の日（毎月第3日曜日）は休養日とする。
- ・テスト週間・期間は、休養日とする。

- 長期休業中の活動について
 - ・土日祝日は休養日とする。
 - ・「会議・行事を行わない期間」（8月中旬）は、休養日とする。
 - ・年末年始休業日は、休養日とする。
 - ・1日練習をする場合は、翌日は半日練習または休養日とする。

②学校経営案に部活動の運営方針を明記

- ・30年度～ 学校全体で部活動の運営や指導の方針を共有するために、学校経営案に部活動運営委員会等の組織及び部活動の運営方針や学校全体の決まりを明記する。
- ・30年度～ 各学校においては、学校経営案で定められた運営方針等に基づき、各部活動の活動時間、休養日、年間スケジュール等を明示し、保護者に対して周知する。

③外部指導者による部活動顧問への支援

- ・30年度～ 文部科学省・スポーツ庁のガイドラインに基づき、部活動指導員等の活用について調査研究する。

（４）業務改善と環境整備に向けた取組

①教育委員会が実施する会議、研修等の精選

- ・30年度～ 市又は現職教育委員会が実施する会議、研修を精選する。
- ・30年度～ 就学時健診の実施方法については、調査研究をする。

②学校給食費、学校徴収金等業務の改善

- ・30年度～ 給食費・学校徴収金の未納対策として、就学援助制度、児童手当法に基づく児童手当からの徴収を実施し、学校の負担を軽減する。
- ・30年度～ 文部科学省の動向にあわせ、給食費の公会計への編入を検討する。

③専門スタッフ等の配置の拡充

- ・引き続き、市費の補助教員の増員を図る。
- ・30年度 養護補助教員を1名の配置する。
※31年度～ 中学校区に1名の養護補助教員の配置に向け、増員を検討する。
- ・30年度 スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）を1名増員する。
※31年度～ 中学校区に1名のSSWの配置に向け、増員を図る。
- ・30年度 学校教育指導員を教育委員会事務局に1名配置する。
※31年度～ 学校教育指導員の増員を図る。
- ・31年度 英語科目の導入に合わせ、小・中学校のALTの拡充を図る。

④ICT環境の整備

- ・31年度～ デジタル教科書の導入、教室用ノートパソコンをタブレットに変更するなど、ICT機器の導入により教員の教材研究時間を短縮するとともに、授業準備の効率化を図る。

⑤学校配布物・作品募集などの削減

- ・30年度～ 教員の負担となっている印刷物等の児童生徒への配布は原則的に行わず、掲示コーナーに適宜配置する。但し、事前調整において、学校長が、児童生徒への配布が教育上必要と認める場合は個別に配布する。
- ・30年度～ 児童生徒への作品募集等の印刷物については、学校長が必要と認める場合は、配布する。ただし、学校は作品を収集するのみとし、学校・教員委員会において集計・審査・選考は行ないものとする。また回収は、依頼者が行う。

⑥家庭教育推進・PTA等の事業の削減

- ・30年度～ 従来家庭教育推進・PTA活動等・地域活動についても、学校現場の負担を削減するとともに、学校支援地域本部の設置に向けた検討を行う。

⑦学校施設の管理等の削減

- ・30年度～ ・従来学校で行っていたプール清掃を業者に委託する。
- ・30年度～ ・草刈り作業の削減のための除草シート等の施工

6 愛知県への要望

- ・教員定数の見直し、少人数学級の拡大、養護教諭、通級指導教諭等の増員を愛知県に要望する。
- ・内容が重複する調査関係の精選と研究指定校の見直しを愛知県に要望する